

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱

平成29年9月27日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、事業者がその取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、別紙1に定めるものとする。

(補助対象施設・事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設・事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

(1) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所(地方裁量型認定こども園)は除く。

(2) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3中2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業

(3) 多様な他者との関わりの機会の創出事業

多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に規定する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を滞納していること

(2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること

(3) 暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同

条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

3 次の各号のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した前項第1号又は第2号に規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘に限る。以下同じ。)を度重ねて受けているにもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがない者が設置するもの

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、補助対象施設・事業の運営費とする。

(交付額算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる加算項目について、各表に示す算定基準により、算定した額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。なお、年度の途中に開設した施設・事業については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中で廃止した施設・事業については廃止した日までに実施した事業により算定する。

- (1) 特別保育事業等推進加算

別表1に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

- (2) 保育所地域子育て支援推進加算

別表2に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額。ただし、保育拠点活動支援を除く。

別表2に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額

- (3) 第三者評価受審費加算

別表3に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

- (4) 認証保育所独自の取組加算

別表4に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

- (5) とうきょう すくわくプログラム推進事業

別表5に掲げるとおり、とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱

(令和6年3月29日付5子企企第676号)に定める事業に必要な経費。
ただし、150万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

(1) 助成の申請に当たって、助成金交付申請書(別記第1号様式)において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 板橋区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

(3) 板橋区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(いずれも直近のもの)を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付決定通知等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付等決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第8条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、適正でないと認めたときは、変更非認定通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 区長は、第7条による交付決定又は第8条第2項による変更交付決定を行った場合は、交付決定者から保育力強化推進事業補助金交付請求書(別記第6号様式)及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(承認事項)

第 10 条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第 1 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第 11 条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適切な処理を行うよう指示することができる。

(状況報告)

第 12 条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に事業の遂行状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第 13 条 区長は、第 11 条第 1 項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第 14 条 交付決定者は、事業が完了したときは、実績報告書（別記第 7 号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 区長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、第 7 条又は第 8 条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、保育力強化事業補助金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により交付決定者に通知する。

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、交付決定者の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、事業に適合させるための措置をと

るべきことを命じることができる。

（交付決定の取消し）

第 17 条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った事業に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第 7 号を除き、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- （1） 対象となる事業を中止したとき
- （2） 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （3） 補助金を第 4 条に定める用途以外に使用したとき
- （4） その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき
- （5） 交付決定内容が第 3 条の各号に規定する要件を満たしていないことが判明したとき
- （6） 交付決定者が第 3 条第 2 項に該当するに至ったとき
- （7） 交付決定者が別に定める期日までに第 14 条に規定する実績報告書を提出しなかったとき
- （8） 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき

（補助金の返還）

第 18 条 区長は、第 17 条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第 15 条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 19 条 交付決定者は、第 17 条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額

につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金の計算）

第 20 条 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 21 条 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（補助対象施設・事業の運営上の留意事項）

第 22 条 この補助金の交付を受ける交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

（財務情報等の公表）

第 23 条 交付決定者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成 27 年 9 月 24 日付 27 福保子保第 691 号）により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

2 補助金の交付を受けた交付決定者が財務情報の作成、公表をしない場合、区長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、第 17 条及び第 18 条の規定を準用する。

（施設・事業所に備える書類等）

第 24 条 交付決定者は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類（別表 6 に掲げる保管様式を含む。）を当該事業完了後 5 年間保管しなければならない。

（消費税仕入控除税額の取扱い）

第 26 条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 9 号様式により速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 なお、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（準用）

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるところによる。

（委任）

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 27 年度の板橋区保育力強化事業補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 28 年度の板橋区保育力強化事業補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1

- 1 「零歳児」とは、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成 21 年 9 月 8 日付 21 福保子保第 375 号）の第 4 の 1 又は 2 に定める事業として板橋区が助成する事業をいう。
- 3 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日付 27 福保子保第 507 号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成 7 年 10 月 23 日付 7 福子推第 276 号）に定める事業として板橋区が助成する事業をいう。
- 4 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 5 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、4 に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する障害級別 5 級又は 4 級程度。ただし、聴覚障害については 6 級又は 4 級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 6 「障害児保育（その他）」のうち「知的」とは、4 に定める児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
 - (1) 区市町村がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）第 4 条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
 - (2) 保護者の同意が得られないために 6（1）に該当しない児童のうち、知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医等が認めた児童で、6（1）に定める児童に相当すると区市町村が判断した児童
- 7 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。

- 8 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所又は福祉事務所又はこども家庭センターが関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 9 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童のことをいう。
- 10 「保育所等体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所での生活を体験する事業をいう。
- 11 「出産を迎える親の体験学習」とは、出産前後の母親、父親又は育児をする祖父母を対象に、保育所等において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことによって育児不安の軽減を図る取組をいう。
- 12 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生（学生）又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導及び育成することをいう。
- 13 「不適切保育防止研修」とは、専門家による、不適切保育防止に関する理解・取組を深めるための研修をいう。
- 14 「メンタルヘルス研修」とは、専門家による、職員のメンタルヘルス不調等への相談対応に関する体制整備・マニュアル作成等をテーマにした研修をいう。

別表1 特別保育事業等推進加算

加算項目		加算項目の対象		算定基準				補助対象施設・事業
				対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	
1	零歳児保育	零歳児保育を実施している事業		毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり)
2	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業実施施設・事業(体調不良児対応型を除く。)		延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認証保育所
3	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業		延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認証保育所
4	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業		延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	
5	障害児保育(特児対象)	障害児保育実施施設・事業(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)		毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり) 多様な他者との関わりの機会の創出事業
6	障害児保育 (その他)	知的	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数	
7		身体	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数	
8	アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり) 多様な他者との関わりの機会の創出事業
9	育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり) 多様な他者との関わりの機会の創出事業
10	外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認証保育所 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり) 多様な他者との関わりの機会の創出事業

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目			加算項目の対象		基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認証保育所		
2	育児不安の軽減	保育所等体験		地域の子育て家庭が、在園時とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000			
					年10回又は延べ20人以上	600,000			
3		出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000			
					年6回又は延べ12人以上	600,000			
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援		基本分	保育士・看護師・栄養士の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受入れ指導・育成し学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上		400,000	
					年6人以上	800,000			
				加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上		100,000	
					(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上		100,000	

5	専門家による研修実施	不適切保育防止研修	不適切保育防止研修を実施している施設・事業	実施回数1回かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000	認証保育所
				実施回数2回または3回かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000	
				実施回数4回かつ研修参加延べ人数40人以上	400,000	
		メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修を実施している施設・事業	実施回数1回かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000	
				実施回数2回または3回かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000	
				実施回数4回かつ研修参加延べ人数40人以上	400,000	

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	加算項目の対象	算定基準	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間において、福祉サービス第三者評価「「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指指第638号)」の受審及び結果の公表を行う施設	福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を行う施設が、評価機関に対して支払った額を補助額とする。ただし60万円を上限とする。	認証保育所

別表4 認証保育所独自の取組加算

加算項目		加算項目の対象		算定基準			補助対象施設・事業
認証保育所 独自の取組	育児講座、育児相談	地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座又は育児相談を行う施設		年3回以上実施した場合、施設当たり10万円			認証保育所
	健康増進支援	地域の子育て家庭を対象に、嘱託医等と連携して実施する健康相談を行う施設		年6回以上実施した場合、施設当たり20万円			
	職員研修、外部研修	外部講師等による園内研修会や、外部研修への職員参加支援を行う施設		年2回以上実施した場合、施設当たり10万円			
加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業
認証保育所 独自の取組	看護職等配置	看護師等の専門資格を有する職員を配置し、零歳児及び1歳児の異常の有無の確認等を行い、かつ産休明け保育を行う施設	毎月初日 零歳児及び1歳児 在籍数合計	月額	13,930	単価×述零歳児 及び1歳児在籍数 合計	認証保育所
		看護師等の専門資格を有する職員を配置し、零歳児及び2歳児の異常の有無の確認等を行う施設	毎月初日 零歳児及び1歳児 在籍数合計	月額	7,150	単価×述零歳児 及び1歳児在籍数 合計	

別表5 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額(円)	補助対象施設・事業
とうきょう すくわくプログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱(令和6年3月29日付5子企企第676号)に定める事業実施に必要な経費(給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費)。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	認証保育所

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度板橋区保育力強化事業補助金に係る交付申請書

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 円

2 年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度板橋区保育力強化事業補助金 事業計画書（別紙2）

4 収支予算書

5 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □ 区外に居住している □ 転入前の自治体において課税されている □

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は

納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

【法人の場合】

追加添付書類…法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

施設・事業所	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区保育力強化事業補助金交付等決定通知書

年 月 日付で申請のあった____年度板橋区保育力強化事業補助金については、交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付又は不交付を決定したので通知します。

記

1 交付の可否 交 付 ・ 不 交 付

2 交付決定額 金 円

3 不交付の理由

別記第3様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度板橋区保育力強化事業補助金に係る交付申請書

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 変更申請額 金_____円

うち、交付決定済額 _____円

今回追加額 _____円

2 年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額変更調書（別紙1）

3 年度板橋区保育力強化事業補助金 事業計画書（別紙2）

4 収支予算書

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別記第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区保育力強化事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった____年度板橋区保育力強化事業補助金の交付変更については、交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付変更額 金 _____ 円

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 変更内容

変更申請のとおり

下記のとおり

別記第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
（施設名 ）

板橋区長

____年度板橋区保育力強化事業補助金変更非認定通知書

年 月 日付の交付申請の変更については、認定要件に合致しないため、非認定としたので、通知
します。

別記第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（請求者）

事業者名

所在地

連絡先

代表者職氏名

____年度板橋区保育力強化事業補助金交付請求書

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 交付請求施設名 _____

別記第 7 号様式（第 1 4 条関係）

令和 年 月 日

板 橋 区 長 宛て

(申請者)
事業者名
所在地
代表者職・氏名

年度板橋区保育力強化事業補助金に係る事業実績報告書

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき交付決定を受けた板橋区保育力強化事業補助金の事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金_____円
- 2 年度板橋区保育力強化事業補助金 精算書（別紙 1）
- 3 年度板橋区保育力強化事業補助金 事業実績報告書（別紙 2）
- 4 収支決算（見込）書

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

年度板橋区保育力強化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、 年度板橋区保育力強化事業補助金推進事業補助金については、板橋区保保育力強化事業補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第18条に基づき、 年 月 日までに返還するよう命じます。

(1) 補助金確定額 金 円

(2) 既交付済額 金 円

(3) 返還額 金 円

別記第9号様式（第26条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付額の確定を受けた 年度板橋区保育力強化事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第26条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 板橋区保育力強化事業補助金交付要綱第15条に基づく額の確定額又は実績報告額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（板橋区保育力強化事業補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

2の金額の積算の内訳書

(返還がある場合)

積算内訳報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 補助金の使途内訳書

区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

(4) 仕入控除税額

【添付書類】

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・ 特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）